

日時・場所	平成28年5月16日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 「井の中の蛙」ということわざがあるが、もっと観点を広げ、今行っている仕事がそれでよいのかということ常を意識するようにしてほしい。狭い範囲で見ているとこれで十分であると思ったり、小さいまちなのでその程度で十分であると思ったりしていると、「井の中の蛙」になってしまう。市民には様々な思いがあるし、もっと大きな社会の動きもある。これらに対応するために、世間を広げるという意識を持ち、一段良い仕事をするよう努めること。
- ・ 聞いていないとか、知らされていないなどとよく聞くが、庁内において情報がまだまだ伝わっておらず、共有化できていないと感じる。市民や議会からも同様のことを聞く。知らせていない人も悪いが、知ろうとしたのか、知ろうとして行動を起こしたのかが大切である。聞いていないと言う人に知らせたと怒っても仕方がないので、自らの反省として、自分もきちんと身乗り出し、耳を傾けて聞くという姿勢でいたかどうか、あらためて振り返ってほしい。聞いていないと言って、自分は悪くないと開き直るようなことは決してしないこと。
- ・ 市議会の会派が、現・野洲病院での市立病院整備の提案について掲載された広告を新聞折り込みで市民に配布された件で、公開の場で提案内容を聞かせていただきたく、会派に対し公文書で懇談を提案したが、現時点で返答はない。そのような中で、広告に提案者として名を連ねている議長に対しても懇談の提案文書を提出するとともに、直接出会って話をした。しかし、議長は中立の立場なので懇談は受け入れられないとの返答であった。その際、なぜ提案者に名を連ねたのかと尋ねたが、明確な返答はなかった。議長も自ら名を連ねて意見表明をしているにもかかわらず、いざ懇談を提案したら中立の立場なのでそれはできないとのことで辻褃が合っておらず、これは決して軽い話ではない。まもなく市議会定例会が始まるが、そのような状況や仕組みの中で市議会が動いているという現状をあらためて情報共有しておく。

2. 報告事項

① (仮称)野洲川北流側帯公園整備事業の見直し検討について

〔所管： 都市建設部〕

野洲川北流側帯（市三宅地先）において、防災拠点を兼ねた都市公園整備事業を平成28年度より着手する予定をしていたが、自然林の保護活動団体から整備内容について意見や要望があったため、事業について見直し検討を行う。

→当該団体に対しては、平成27年度に当整備計画（案）について説明をしており、国（近畿地方整備局・琵琶湖河川事務所）も現地確認をしている。これらの経緯も資料に明記しておくこと。

→本事業については「中止」とする。なお、資料は琵琶湖河川事務所にも確認してもらうこと。

→全員協議会において報告後、速やかに当該団体へ本結果を伝えること。

② 第2次野洲市環境基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

〔所管： 環境経済部〕

第2次野洲市環境基本計画（案）に係るパブリックコメントを6月1日から6月20日まで実施する。

→5月17日開催の環境審議会からの答申を踏まえ、全員協議会に報告し、パブリックコメントを実施するスケジュールで進めること。

→庁内意見照会の結果について、回答は周辺情報を削除し端的に整理したうえで、庁内で情報共有を図るために、総合調整会議でフィードバックすること。

→環境メールマガジンは市が主体となり発信しているのか。

→市が主体となりHPで発信している。

③ 平成29年度国・県要望に関する重点事項について

[所管： 政策調整部]

平成29年度の国・県の施策ならびに予算編成に対する要望活動を実施するため、各所属部で要望事項を取りまとめ願いたい。通知は部長会議終了後に行う。提出期限は6月8日（水）である。

④ 平成28年度第2回野洲市議会定例会提出議案（案）について

[所管： 総務部]

報告1件、専決処分3件、補正予算1件、条例制定・改廃5件を提出する。

⑤ 平成29年4月1日市職員採用について

[所管： 総務部]

平成29年4月1日市職員採用については、一般行政職8名程度、建築職1名程度、土木技術職1名程度、保健師1名程度、保育士・幼稚園教諭職3名程度である。

⑥ 冷水機（ウォータークーラー）の撤去について

[所管： 市民部]

野洲図書館内市民活動支援センター近くに設置されている冷水機の貯水タンクが破損した件について、経年劣化や衛生面を考慮して撤去することに決定したので報告する。

⑦ 野洲市市民活動促進補助金交付要綱の改正について

[所管： 市民部]

社会貢献活動を目的に活動をめざす団体の立ち上げや設立して間もない団体に対して、支援の取り組みを充実させ、活発な市民公益活動の実施を促すため、当該要綱を改正する。主な改正箇所は、対象期間の拡大（最長3年）と補助金の拡充（5万円→10万円）である。

→制度を拡充するにあたり、補正予算により対応するのか。

→現時点では当初予算の範囲内で対応する予定である。

→補助金等交付規則において交付に係る一般規定を定めているにもかかわらず、本要綱においても一般規定を定めているので、規則との重複がないか等整合性を精査しておくこと。

⑧ 平成28年度地方創生推進交付金について

[所管： 政策調整部]

地方創生推進交付金事業として平成28年度予算計上していた事業について、本交付金の創設 根拠となる地域再生法の一部を改正する法律の施行が遅れ交付決定時期が9月頃に遅れること、交付決定以前の事業着手が原則認められないことなど不具合が生じている。よって、本市の地方創生事業を円滑に遂行するため、当交付金は活用せず、一般財源を活用し事業を実施する。

→他市も同様の状況か。

→当交付金の詳細が判明してからの対応、本市と同様に当交付金を活用しないなど、様々な対応をしている状況である。

⑨ 平成28年度ロードマップ・平成27年度実績評価について

[所管： 政策調整部]

市長ヒアリングの結果を反映して、平成28年度総合計画ロードマップ・平成27年度実績評価を取りまとめたので、内容等の確認を願いたい。

⑩ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

5月度全員協議会に報告事項11件、連絡事項5件を提出する。

⑪ 行政不服審査法の全部改正に伴う事務処理体制等の整備について

[所管： 総務部]

行政不服審査法の全部改正に伴う、市における審理手続の事務処理体制について報告する。本市では、最初の処分を行う課（処分庁）と審査・裁決を行う課（審査庁）を分けることにより、審理手続における事務処理体制の公正性を確保する。この他に、審査請求の審理を行う審理員や審査庁の諮問を受け答申する第三者機関が新しく設置される。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

- 熊本地震への支援について、本県からの保健師の派遣は5月27日をもって終了されることを受け、本市からは派遣しないこととした。また、家屋被害認定士の派遣も行わないこととした。その他、避難所運営支援も不要となった。
- 熊本地震に係る募金・義援金について、5月12日時点で18万5千85円のご協力をいただいた。
- 市総合防災センターの会議室等の貸出を再開する。
- 4月25日から5月13日までの間、介護老人福祉施設50床の整備を予定する事業者の公募をしていたが応募がなかった。
- 今年度の行政懇談会の日程について、篠原学区は11月5日（土）14時から、中里・兵主学区は11月25日（金）15時から、と決定した。
- 「ごみゼロ大作戦」を5月29日（日）午前9時より実施するので協力願いたい。
- 市内事業所において、バルブの劣化により油が漏れ、水路に流出したという報告が地域住民からあった。すでに当事業所において油を除去されたが、水質への影響等その後の状況を整理し、報告すること。

5. 次回部長会議

5月23日（月）8時45分～ 庁議室